

2013年4月25日

保護者の皆様

名張市立赤目小学校長 平岡 睦生

## 地震時における児童の登下校並びに授業実施の行動基準について

平素より児童の登下校の安全については、ひとかたならぬご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて平素から十分ご配慮いただいておりますが、地震時における児童の安全を確保するため、下記の事項について格別のご配慮・ご指導をお願いします。

### 記

#### 1. 登校時前に三重県に東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されている時

(1) 児童を登校させないで、家で待機させます。

※ 学校より家庭へ電話連絡等は困難が予想されるため、ラジオ、テレビなどの地震情報によく注意してください。ただし、「東海地震観測情報」は該当いたしません。

※ 注意情報または警戒宣言が解除されても、通学路・橋・家が壊れたり、道路の倒壊等により危険な状態であったり、余震の続くことも考えられますので、その日は臨時休業とします。

#### 2. 登校後に三重県に東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された時

(1) 原則として授業を中止し、通学団担当教職員引率のもと、なるべく早く児童を帰宅させます。

(2) 地震情報や通学路等の状況などから判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校または最も安全な場所で待機させ、保護者との連絡（地区連絡網・メール配信・学校HPなどで）を図ります。

**3. 登下校中に三重県に東海地震注意情報、または東海地震予知情報（警戒宣言）が発令された時、または地震が発生した時**

- (1) 状況に応じ、「学校に戻る」・「各地区災害時避難場所で待機」・「帰宅」のいずれかを判断し行動させます。

**4. 地震等のため、登校が危険と判断される時**

- (1) 学校より連絡がなくても、登校が危険と判断された時は、地区委員さんと相談し臨機の行動をとってください。なお、その時は地区委員さんにまとめ役となっていたら、その旨学校へ連絡してください。

- (2) 学校は状況を判断し、適切な処置を講じたいと思います。

保護者・P T A役員特に地区委員の皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

学校より必要に応じて、地区連絡網・配信メール・学校 HP でお知らせいたします。

地震などの非常の場合の基本的態度としては、「子どもの生命」を守ることを最優先に考えた適切な措置が大変重要です。よろしくご理解、ご協力のほどお願いいたします。

**TEL 赤目小学校 63-1803**

「台風時における児童の登下校並びに授業実施の行動基準について」の文書とともに、見やすいところに掲示しておいてください。

連絡は、「確実に！ 速やかに！」